最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目	医则	審査項目	NF記入欄		
通し番号	原則		自己説明	証憑書類	
	[原則1] 組織運営等に関する基本 計画を策定し公表すべき である	(1) 組織運営に関する 中長期基本計画 を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 組織運営等に関する中長期基本計画を策定するには至っていない。 中長期基本計画の策定は、専務理事、事務局長が担当し、令和5年度中(令和6年3月31日まで)に策定する予定。	<u>01.項目1-1</u> 20201227第8回 理事会招集通知	
1			【審査基準 (2) について】 上述のとおり計画を策定し、令和5年度中(令和6年3月31日まで)に、当協会HPにて公開する。 【審査基準 (3) について】 策定段階において、グループウェアを活用する方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る。また、策定案が出来次第、理事会での機関決定を行う	02.項目1-2 理事会20201227決議事項説明資料 中長期計画策定について	
2		(2) 組織運営の強化に関する 人材の採用及び育成に関する計画 を策定し 公表すること	【審査基準 (1) について】 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定するには至っていない。 令和5年度中 (令和6年3月31日まで) には策定する予定。 計画策定は、コンプライアンス委員会が原案を担当する 【審査基準 (2) について】 上述のとおり計画を策定次第、当協会HPにて公開する予定。 【審査基準 (3) について】 策定過程において、グループウェアを活用する方法により、役職員や構成員から幅広く意見を募る予定。	<u>03.項目1-2</u> 理事会20201227決議事項説明資料 中長期計画策定について	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本 計画を策定し公表すべき である	(3) 財務の健全性確保に関する計画 を 策定し公表すること	【審査基準 (1) について】 令和3年度中(令和4年3月31日まで)に策定予済み。 【審査基準 (2) について】 当NFのHPにて公開済み。 【審査基準 (3) について】 策定段階において役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	<u>04.項目3-1</u> 普及・マーケティング計画書(スポーツ庁助成事業申請書)作成の際に用いた説明動画	
4	るための役員等の体制を 整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等に おける多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以 上)及び女性理事の目標割合 (40%以上)を設定するととも に、その達成に向けた具体的な方 策を講じること	【審査基準 (1) について】 外部理事の割合については、令和4年6月6月26日の総会において選任された22名の理事中6名が外部理事 (27%) となったため、目標割合を達成している。 【審査基準 (2) について】 女性理事の割合については、令和4年6月6月26日の総会において選任された22名の理事中5名が女性理事 (23%) となった。 現時点では40%の目標は未達成だが、昨年度立てた実現可能な目標として、ガバナンスコードで示される目標割合の半分程度(女性理事 20%)は達成している。 次期役員改選は令和6年6月だが、この時には女性理事40%の目標割合を達成する予定としている。	2020年度理事一覧	

最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目	EU	南木石口	NF記入欄		
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類	
5	適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	財団法人にのみ適用される審査項目であるため、社団法人である当連盟は該当しない。		
6	るための役員等の体制を 整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等に おける多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、そ の意見を組織運営に反映させるた めの具体的な方策を講じること	【審査基準 (1) について】 アスリート委員会を設置し、少なくとも年2回以上、定期的に開催している。 【審査基準 (2) について】 ジェンダーバランスを配慮し、アスリート委員会適切な人選が行われている。 【審査基準 (3) について】 アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるため、アスリート委員長である成松大介氏(現役選手)を、定期的に理事会に招聘し、アスリート委員会からの要望のヒアリングを行っている。ヒアリングの結果アスリート委員会の要望が採用された具体例としては、これまで全国持ち回りであった全日本選手権大会を東京五輪ボクシング競技会場がある墨田区で固定開催する事(令和元年6月2日理事会にて)などが挙げられる。	06.項目6-1 アスリート委員会規則 07.項目6-2 アスリート委員会名簿 08.項目6-3 アスリート委員会議事録	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。		【審査基準 (1) について】 令和2年10月31日理事会決議ならびに同年11月17日総会において、従前35人居た理事の定員を24人に減らすことを目的とした、定款(第26条)及び役員の選任、定年及び任期に関する規則(第2条)を改正案を決議し、理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。	09.項目7-1 2020年度理事一覧	
8	るための役員等の体制を 整備すべきである。		【審査基準(1)について】 令和2年10月31日理事会において、役員の定年を65歳未満とする役員の選任、定年及び任期に関する規則(第4条)改正案を決議し、理事の就任時の年齢に制限を設けている。	10.項目8-1 役員の選任、定年及び任期に関する規則(第4条)	
9	るための役員等の体制を 整備すべきである。	設けること	【審査基準(1)について】 令和2年10月31日理事会において、役員の連続しての任期は、選任後8年を経過する日の属する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする定款及び役員選任規則の改正案を決議し、理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けている。 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	11.項目9-1 定款(第30条) 12.項目9-2 役員の選任、定年及び任期に関する規則(第5条)	

最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目	原則	審査項目	NF記入欄		
通し番号	[原則 	● 重視日 	自己説明	証憑書類	
10	るための役員等の体制を	(4) 独立した諮問委員会として 役員候 補者選考委員会を設置し、構成員 に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 当NFでは、令和4年2月20日の理事会において、役員候補者選考方法等に関する規程及び役員選考委員会規則を決議し、これら規程に基づき理事会等の他の機関から独立した役員選考スキームに則り役員候補者を選考し、選考した候補者について令和4年6月28日の総会で決議された。	13.項目10-1 役員候補者選考方法等に関する規程	
11	を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するた めに 必要な規程を整備 すること	【審査基準 (1) について】 NF及びそのほか役職員・その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨との文言を含む、コンプライアンス規則ならびに倫理規則を整備している。	14.項目11-1 コンプライアンス規則(平成31年2月2日に制定) 15.項目11-2 倫理規則(令和4年12月21日に改正) 15.項目11-3 倫理規則に規定する処分に関する基準(令和5年6月3日に制定)	
12	を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の 運営 に関して必要となる 一般的な 規程 を整備しているか	【審査基準(1)について】 平成30年10月の新体制成立以降、法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	16.項目12-1 NFのWebサイトに掲載している全規程構造的体系表	
13	を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の 業務 に関する 規程 を整備 しているか	【審査基準(1)について】 当NFでは令和3年3月の理事会にて業務執行規程を、また令和4年2月の理事会にて業務権限規程を整備した。	17.項目13-1 業務執行規程 18.項目13-2 業務権限規程	
14	を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の 役職員の報酬 等に関する 規程を整備しているか	【審査基準 (1) について】 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	19.項目14-1 報酬規程	
15	を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の 財産に関する規程 を整備 しているか	【審査基準 (1) について】 法人の財産に関する規程を整備している。	20.項目15-1 経理規則	
16	を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤ 財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	【審査基準 (1) について】 組織運営に関する規程は概ね整備されているが、「財政的基盤を整えるための規程」の一部が未整備となっている。令和 6 年度中にはこれら規程を整備する予定としている。	21.項目16-1 【令和2年10月31日理事会資料】企業とのスポンサー契約の取り決め 22.項目16-2 【令和2年10月31日理事会資料】現行アマチュア規則現規細則廃止決定済み	

最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目	店 Dil	審査項目	NF記入欄		
通し番号	原則		自己説明	証憑書類	
	を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保 護に関する規程を整備すること	【審査基準 (1) について】 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 【審査基準 (2) について】	23.項目17-1 選手選考規程 24.項目17-2	
17			旧体制時に制定されたアマチュア規則細則の見直しを行い、企業とのスポンサーシップ契約の締結について、より選手の権利を保護する (連盟が全額徴収し70%を選手へ支給→選手・企業・連盟間の3者契約で、連盟が取得する金額も、30%から10%へ大幅減少させた)方向 へ改訂を行なっている 【審査基準 (3) について】 選手選考に関する規程(選考基準及び選考過程)の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。		
18		(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	【審査基準 (1) について】 現在当 N F では、独立した公正な立場から審判される体制を確保するための仕組みとして、審判の出身母体(出身都道府県は出身高校・出身大学)をシステムに入力し、出身母体の選手が出場する試合の審判はできない仕組みを採用している。 また、競技規則第 1 0 条 (レフリー) の(4)において、「競技者と利害関係のある審判員はその競技者が出場する競技のレフリーおよびジャッジを務めてはならない。」と規定している。	<u>25.項目18-2</u> 競技規則	
19	を整備すべきである。		【審査基準(1)(2)について】 顧問契約を締結しているノーサイド法律事務所の山崎顧問弁護士(NFの問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる法的知識を有する専門家)を倫理委員会長、公益推進委員会長としている。また、ノーサイド法律事務所との間で、NFの各種規程の整備や法人運営に関する日常的な相談できる体制を確保できている。	26.項目19-1 ノーサイド法律事務所との契約書	
20		(1) コンプライアンス委員会 を設置し 運営すること	【審査基準 (1) について】 令和3年6月13日の第2回理事会において、コンプライアンス委員会設置の必要性について審議に諮り委員会としての稼働を開始。 令和3年11月18日、第1回委員会を開催し、委員の人選・委員会の業務領域・役割等について審議を行っている。 【審査基準 (2) について】 令和3年6月の理事会後の委員会設置以降、委員長を中心に、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的・継続的に実践するための協議を継続して行っている。 【審査基準 (3) について】 委員会の構成員に8名の委員のうち2名の女性委員の配置している。	27.項目20-3 令和 3 年度コンプライアンス委員会活動報告書	
21	を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験 者等の有識者を配置すること	【審査基準 (1) について】 上述審査項目通し番号20のとおり、石堂委員長はスポーツ法に精通した学識経験者である。	28.項目21-1 石堂委員長経歴書	

最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目	原則	安本百口	NF記入欄		
通し番号		審査項目	自己説明	証憑書類	
22	[原則5] コンプライアンス強化の ための教育を実施すべき である		【審査基準(1)について】 令和2年6月29日理事会以降、役職員向けのガバナンス・コンプライアンス研修を実施し、以降も継続的な研修の実施を予定している。	29.項目22-1 【研修動画】コンプライアンス委員会の役割について	
23		(2) 選手及び指導者向け のコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 令和元年以降、全国大会において指導者に対するガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修会を実施している。 また、国際大会等に参加する選手及び指導者に対しても、NF担当者を決め、JOCインテグリティ教育部門が主催する研修会に積極的に参加している。	30.項目23-1 【研修動画】インテグリティと不祥事について	
24	[原則5] コンプライアンス強化の ための教育を実施すべき である		【審査基準 (1) について】 令和元年以降、NFが主催する全国大会にて、参加する審判員に対してガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修会の実施を予定している。	31.項目24-1 【研修動画】インテグリティと不祥事について	
25	築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の 専門家のサ ポートを日常的に受けることがで きる体制を構築すること	組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を 行っている。 【審査基準 (2) について】 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	32.項目25-1 ノーサイド法律事務所との契約書 33.項目25-2 山田&パートナーズとの契約書 34.項目25-3 20201211十川先生契約書	
26		(2) 財務・経理の処理を適切に行い、 公正な会計原則を遵守すること	各種法人法(一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 【審査基準 (3) について】 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	35.項目26-1 2020年度役員一覧 36.項目26-2 岩井監事履歴書 37.項目26-3 泉監事履歴書 38.項目26-4 ノーサイド法律事務所との契約書 39.項目26-5 山田&パートナーズとの契約書 40.項目26-6 20201211十川先生契約書	

最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目	E III	審査項目	NF記入欄		
通し番号	原則		自己説明	証憑書類	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために、平成32年度より国庫補助金等の利用手続きについて教育訓練を受けた職員を雇用し、適正使用を担保する体制を構築済みであり、法令、ガイドライン等の遵守を担保できている。	41.項目27-1 白石氏経歴書	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報 等について法令に基づく 開示を行うこと	【審査基準(1)について】 財務情報等について、法令に基づく開示をNFウェブサイト上で適宜開示をしている。	42.項目28-1 令和4年度(2022年度) 決算報告書 43.項目28-2 令和4年度(2022年度) 予算	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示 も主体的に行うこと ① 選手選考基準 を含む選手選考に 関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 選手選考基準を含む選手選考に関する情報をNFウェブサイト上で開示している。	選手選考規程	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべ きである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示 も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に 関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 令和3年10月31日時点でのガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明内容について、Webサイトに情報等を開示している。	45.項目30-1 様式 5 自己説明書	
31	べきである		【審査基準(1)について】 重要な契約(金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。)については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている(具体例としては、会長が経営する会社より市場価格より廉価でNF全体の基幹システム及びグループウェアを構築する企画を行う場面において) 【審査基準(2)について】 令和3年4月18日の理事会において、利益相反ポリシーを制定し利益相反を適切に管理している。	46.項目31-1 利益相反ポリシー	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理す べきである	(2) 利益相反ポリシー を作成すること	【審査基準(1) について】 上述審査基準(2)のとおり、令和3年4月18日の理事会において、利益相反ポリシーを制定し利益相反を適切に管理している。	47.項目32-1 利益相反ポリシー	

最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

客 查項目	原則	審査項目	NF記入欄	
通し番号		金里 供日	自己説明	証憑書類
	[原則9] 通報制度を構築すべきで	(1) 通報制度 を設けること	【審査基準 (1) について】 通報窓口については当 N F ホームページのヘッダーに恒常的にNF関係者等に周知している	48.項目33-1 NFホームページの公益通報窓口の画面
	ある		【審査基準 (2) (3) について】 通報相談に関する規則第7条において、通報者が特定される情報について守秘義務を課している(資料No項目33-3参照)	<u>49.項目33-2</u> 通報相談に関する規則
33			[審査基準 (4) について]	AMPHAILIBRATE AS SOURT
			通報相談に関する規則第8条において、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している(資料No項目33-3参照)	
			【審査基準 (5) について】 インティグリティ担当者会議を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している	
	[原則9]	(2)	【審査基準 (1) について】	50.項目34-1
		通報制度の運用体制は、弁護士、	通報制度の運用体制として、弁護士及び警視庁OBの行政書士を中心に整備している。	ノーサイド法律事務所との契約書
34		公認会計士、学識経験者等の有識		51.項目34-2
54		者を中心に整備 すること		山﨑顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書
				52.項目34-3
				大場良明氏経歴書
	[原則10]	(1)	【審査基準 (1) (2) について】	53.項目35-1
		懲罰制度における禁止行為、処分 対象者、処分の内容及び処分に至	懲罰制度における処分対象者(第2条)、禁止行為(第4条)、処分の内容及び処分に至るまでの手続(第6条)を規程等によって定め処分 に至るまでの手続を周知している(資料No項目35-2参照)	倫理規則(令和4年12月21日に改正)
35		るまでの 手続を定め、周知するこ	【審査基準 (3) (4) について】	<u>54.項目35-2</u>
		2	処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面に て告知することを規程等に定めている。	倫理規則に規定する処分に関する基準(令和5年6月3日に制定)
	[原則10]	(2)	【審査基準 (1) について】	55.項目36-1
2.0	懲罰制度を構築すべきで	処分審査を行う者 は、中立性及び	処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している(資料No.項目37参照)	ノーサイド法律事務所との契約書
36	ある	専門性を有すること		56.項目36-2
				山﨑顧問弁護士兼公益化推進委員長兼倫理委員長経歴書
	[原則11]	(1)	【審査基準 (1) (2) (3) について】	57.項目37-1
		NFにおける懲罰や紛争について、	NFにおける懲罰や紛争について、定款第59条に「この法人から処分の通知を受けた者(以下「被処分者」という)は、この法人からの処	定款(第56条)
27		公益財団法人日本スポーツ仲裁機	分の通知に対して不服がある場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則の仲裁によって解決することができるものとする。 と自動応諾条項を定めている(資料No項目37-2参照)	
37		構によるスポーツ仲裁を利用できるよう 自動応諾条項 を定めること	プ る。」 C 口 利ル・由木名で たり C い る (具付 NW 名口 31 - 2 参照 /	

最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目	原則	審査項目	NF記入欄		
通し番号			自己説明	証憑書類	
38			【審査基準(1)について】 定款第60条にスポーツ仲裁の利用が可能であることの規定を設けている。処分案件発生し文書通知を行う際には、規定通り、スポーツ仲裁機構の利用が可能であるという旨、記載された文書を送付する仕組みとしている。	なし	
	体制を構築すべきであ	に構築し 危機管理マニュアル を策 定すること	【審査基準 (1) 及び (2)について】 危機管理マニュアルを制定し、理事会承認取得している。 【審査基準 (3) 、(4)について】 審査基準 (1) (2) で策定した危機管理規定では、不祥事対応の一連の流れ及び、外部調査委員会を設置する場合の流れを盛り込んでいる。	58.項目39-1 危機管理規定(令和5年6月3日制定)	
	体制を構築すべきであ る。		当NFでは、不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制について、上述審査項目39のとおり危機管理規定において調査体制を構築している。	59.項目40-1 危機管理規定(令和5年6月3日制定)	

最終更新日:令和5年10月31日

日本ボクシング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目	原則	審査項目	NF記入欄	
通し番号	原則 		自己説明	証憑書類
41	体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外 部調査委員会を設置する場合、当 該調査委員会は、独立性・中立 性・専門性を有する外部有識者 (弁護士、公認会計士、 学識経験 者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内 に外部調査委員会を設置した場合 のみ審査を実施	【審査基準 (1) について】 令和5年6月3日理事会で危機管理体制を構築するための危機管理規定には未だ外部有識者で構成する外部調査員会を設置する規定は設けていない。 コンプライアンス委員会において、令和5年度中(令和6年3月31日)までに危機管理規定中に外部調査委員会を設置を明記する検討を行う予定。 検討の際には、外部調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成される条項を盛り込む検討をする予定。	60.項目41-1 危機管理規定(令和5年6月3日制定)
42	ナンスの確保、コンプラ イアンスの強化等に係る 指導、助言及び支援を行	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準 (1) について】 令和4年10月30日の加盟団体理事会で加盟団体規程の整備を行い、地方組織等との関係性を・権限関係を明確にしている。 【審査基準 (2) (3) について】 審査基準 (1) で策定した加盟団体規程では、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定め、都度適切な指導、助言及び支援を行えるようにしている。	61.項目42-1 加盟団体規程(令和4年10月30日制定)
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	支援を行うこと	【審査基準(1)について】 当NFでは公益法人化を目指す過程で、公益法人として持続可能な組織形態とするため、役員や地方代表者に対する勉強会・研修会を実施している(資料No項目43-1~4) 令和5年3月3日をもって公益法人に移行したが、全国の地方組織等の運営者に対して引き続き、公益法人として世間から求められる最適なガバナンスや組織運営モデル等について情報提供や研修会の実施等による支援をさらに充実させていく予定である。	62.項目43-1 【研修1】公益法人化の目的(20200628) 63.項目43-2 ポスターグラフィック案(出力はA3サイズ)